

霊山立山魅力発信動画コンテンツ制作業務仕様書

1. 業務名

霊山立山魅力発信動画コンテンツ制作業務

2. 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

3. 業務内容

立山博物館 YouTube チャンネルでの公開等立山博物館のPRに用いる動画コンテンツを制作する。制作する動画コンテンツは、外国人を含む視聴者全般に立山博物館の魅力を強く伝え、来館を促すものとする。また、視聴を促すためPRに係る取組みを実施する。

動画コンテンツの内容（構成、BGM・効果音、文字テロップ等）や撮影スケジュール、PRに係る取組みの内容などの詳細については、富山県文化振興室職員及び富山県立山博物館学芸課職員と協議の上決定すること。

(1)制作条件

内容	季節（春夏秋冬）ごとの立山博物館各施設の魅力的な風景や芦峯寺集落の伝統行事等を撮影した映像を基に視聴者に立山博物館への来館を強く促す内容とすること。
制作本数	6本 ① 5分程度の動画 1本 ② 60秒以内の動画（縦型のショート動画） 1本 （① 5分程度の動画を編集し制作すること。） ③ 30秒以内の動画（縦型のショート動画） 4本 （① 5分程度の動画を編集し、季節（春夏秋冬）ごとに1本ずつ動画を制作すること。） ※動画の時間はあくまで目安であり、視聴者に立山博物館の魅力を強く伝えるものであれば、時間を変更しても差し支えない。
成果物 納品	データ（番組タイトル、収録時間、制作年、製作者名を記載すること）による納品
納品場所	富山県立山博物館（富山県中新川郡立山町芦峯寺 93-1）

(2)業務内容

- ア 動画コンテンツの企画、制作
- イ テロップを入れる場合は、多言語化（英語）を行う
- ウ 動画コンテンツの視聴を促すためのPR

(3)その他

- ア 業務の実施にあたっては、地元住民等の関係者との調整を行いながら実施すること。また、必要に応じて、許認可等の申請手続きを行うこと。
- イ 動画を編集するために使用したマスターテープ及び音声録音等は、受注者が保管する。受注者が本業務の目的以外で使用する際は、富山県立山博物館の許諾を得ること。
- ウ 成果物の著作権は富山県に帰属する。

4. その他

- ・この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託業務が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- ・この仕様書に定めのない事項及び各事項の詳細については、協議によって定めるものとする。